



2016年5月1日

事務所ニュース Vol.210

《労働保険の成立手続》

労働保険の適用事業所となったときは、まず労働保険の保険関係成立届を管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に提出します。

○一元適用事業および二元適用事業

- ・一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等を両保険一本として行う事業です。
- ・二元適用事業とはその事業の実態からして、労災保険と雇用保険の適用の仕方を区別する必要があるため、保険料の申告・納付等をそれぞれ別個に二元的に行う事業です。
- *一般に、農林漁業・建設業等が二元適用事業で、それ以外の事業が一元適用事業となります。

○労働保険番号

労働保険事務組合に委託されている事業所様の、労働保険番号末尾「0」が一元適用事業、その他が二元適用事業となります。

労働保険番号末尾「2」が雇用保険、労働保険番号末尾「5」が建設業等の現場の労災保険、労働保険番号末尾「6」が建設業等の事務所の労災保険の番号です。

この労働保険番号末尾「6」の労災保険ですが、建設業等の事務所以外にその場所に倉庫やガレージ等があり、その倉庫等で従業員が作業をする場合は必ず保険関係を成立させる必要があります。

「現場の労災保険を成立させているから大丈夫！」とっていてはいけません！！万が一、手続を怠っている間にその倉庫等で労災事故が起こった場合、以下のようにならないためにもきちんとした届出が必要です。

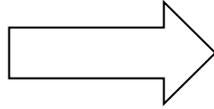
○保険関係成立届を提出しなかったら・・・

労働者を一人でも雇っている事業主は労災保険の適用事業主となりますので、加入手続を行わなければなりません。しかしこの加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、労働者やその遺族には労災保険が給付されますが、その一方で事業主からは遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。これを費用徴収と言います。

費用徴収のポイント

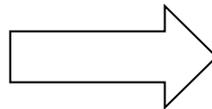
1 費用徴収の適用事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付(*)の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

*療養開始後3年間に支給されるものに限りです。

また、療養(補償)給付及び介護(補償)給付が除かれます。

○当事務所からのお知らせ

- ・事務組合の事業主様には、4月に「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を含む、平成28年度労働保険料年度更新の案内をお送りしております。**提出期限(4月20日)**が過ぎておりますので、未提出の事業主様は至急ご提出お願い致します。
- ・5月の連休(ゴールデンウィーク)はカレンダー通り営業いたします

後記

新緑の美しい季節になりましたね。

先日、箱根の峠をウォーキングしてきました。ちょっとしんどかったですが、東海道を歩いていると綺麗な富士山に出会えたり、色々な歴史の勉強になったりとても楽しいです。でもすぐに忘れてしまいますが・・・(笑)

今年の夏は猛暑との予想。夏バテしないように、今から体力作りに頑張りたいと思います(H)

